

令和6年度東員町デジタル広報推進にかかる伴走型支援業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、東員町が発注する「令和6年度東員町デジタル広報推進にかかる伴走型支援業」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は、SNS（InstagramやTwitterなど）を効果的に活用し東員町内外の人に対し町の魅力を発信することで、町民の満足度の向上、そして、東員町への関係人口や交流人口の創出を目指します。

そのために、専門的知識を有する人（以下「専門家」という。）の伴走支援を受けながらアイデア・ノウハウを補うことで、東員町のSNS活用・シティプロモーション・魅力発信の充実に繋がります。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。内容については、その都度、あらかじめ東員町と受託事業者が協議を行った上で決定する。

（1）専門家の募集サイト作成とPRの実施

専門家の募集サイト※を制作し公開及び有能な専門家の応募に向けたPRを行う。

※専門家の募集サイト

受託事業者が保有する登録会員への案内や応募機能がある自社のサイトを使用する。

（2）企画案および専門家の選考

受託事業者は、本事業に応募する全専門家について企画案を募り、その企画案だけではなく、当該専門家のスキル・経歴などを確認し選考を実施する。また、企画案の絞り込みなどを東員町と協議しながら進める。

（3）専門家との契約

受託事業者は、東員町と業務内容などを精査したうえで、契約内容の作成および専門家と業務委託等で契約を締結する。

(4) マッチング後のサポート体制の整備

受託事業者は、専門家をマッチングするだけでなく、マッチング後の専門家の業務推進におけるサポート体制も構築する。

【マッチングする専門家について】

1. 投稿する動画等について、専門家が実際に現地（東員町）を訪れ、撮影することが可能であること。
2. 編集指導について、専門家が実際に現地（東員町）を訪れ、町職員に対して指導が可能な人とし、そのノウハウを町職員に蓄積できる人とする。
3. アカウントについては、現在のアカウントの世界観を継続しつつ、他の要素も提案追加することでフォロワー獲得に貢献できる人とする。

(5) マッチング状況のモニタリング

受託事業者は、専門家をマッチングするだけでなく、マッチング後の専門家の業務推進における定期的な振り返りや進捗確認などを東員町および専門家と実施する。

(6) その他

東員町との連絡調整・業務報告を適宜行い、必要に応じて打合せや支援機関をはじめとした関係機関との連携を図ること。

5 経費

本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、東員町は契約金額以外の費用を負担しない。

6 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、実績に基づいて精算を行うこととする。

7 納品

- (1) 納品場所 東員町役場政策課
- (2) 納品期限 令和7年3月31日（月）
- (3) 納入物

①本業務の実施内容及び成果、課題等を取りまとめた業務実施報告書

※電子データで提出すること。電子データは、MicrosoftOffice で処理できるファイル形式で記録すること。

②その他、発注者が指示する資料等

8 業務体制

本業務を円滑に進めるため、受託事業者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

9 検査

- (1) 受託事業者は、本業務を完了したときは速やかに東員町に報告するものとし完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託事業者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足及びその他の処置を執るものとする。

10 その他

- (1) 受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報等を契約書に定める事項、個人情報保護法を始めとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について東員町と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 本業務により得られた成果は、東員町に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、東員町と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (5) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに東員町と協議すること。
- (6) 本業務を実施する上で東員町又は受託事業者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、東員町の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。